

国民年金保険料の免除制度

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

*付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額または一部免除となります。

納付猶予申請

50歳（H28年6月までは30歳）未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

▷過去2年まで遡って免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで遡って免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

▷納付、全額免除、一部免除、納付猶予、未納とは

	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	老齢基礎年金額の計算に…
納付	含まれる	含まれる
全額免除	含まれる	含まれる ※1
一部免除	含まれる ※2	含まれる ※1,2
納付猶予 (学生納付特例)	含まれる	含まれない
未納	含まれない	含まれない

(※1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります（括弧内は平成21年3月までの免除期間）。

全額免除の場合 2分の1（3分の1）

4分の3免除の場合 8分の5（2分の1）

半額免除の場合 4分の3（3分の2）

4分の1免除の場合 8分の7（6分の5）

(※2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

▷保険料の追納について

10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料（当時の保険料に一定額が加算）を遡って納め、将来受け取る年金額を増やすことが可能です。

老齢基礎年金を受け取るのに必要な受給資格期間が 25年から10年に短縮されます

日本年金機構では、対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています(7月上旬まで順次発送)。

制度の開始は、H29年8月1日（最も早い年金のお支払いはH29年10月）です。まだ請求手続きをされていない方は、ねんきんダイヤル（TEL0570-05-1165）

へ電話予約のうえ、年金事務所にて手続きを行ってください。

*加入期間が国民年金のみの方は市役所で手続きできます（電話予約不要）。

問…国保年金課 内線2331

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を実施します

市では、高齢者が地域で生活する上で抱える課題や要望を把握するために、2つの調査を実施します。調査での回答は、当市老人福祉計画・介護保険事業計画を策定するための大切な資料となりますので、ご協力をお願いします。

対象となった方へ調査票を郵送しますので、ご記入のうえ同封の封筒で返送して下さるようお願いいたします。

*収集した個人情報は、五所川原市個人情報保護条例に基づき適正な取り扱いを行います。

回答期限…7月28日(金)

問…介護福祉課 内線2458

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
目的	地域の抱える課題の把握と地域間比較	在宅生活の継続と介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方の検討
対象者	在宅で生活している、要介護認定を受けていない高齢者（要支援者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者を含む）	在宅で生活している、要介護認定を受けている高齢者
調査人数	約3,000人	約500人